

議案第 5 9 号

羽生市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

| 区域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。） | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|--|---------------------------------|--------------------|
| 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域（以下「準工業地域」という。） | 1 0 0 分の 1 5 以上 | 1 0 0 分の 2 0 以上 |
| 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。） | 1 0 0 分の 1 0 以上 | 1 0 0 分の 1 5 以上 |
| 都市計画法第 2 0 条第 1 項の | 1 0 0 分の 1 | 1 0 0 分の 1 |

| | | |
|--|----|----|
| | 0 | 5 |
| 規定により告示した川崎産業 団地地区地区計画の区域（以 下「川崎産業団地」という。） | 以上 | 以上 |

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が、前条の表に規定する区域又はそれら以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工地域、工専地域又は川崎産業団地の敷地割合が最も高いときは当該区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合）

第5条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「法施行規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び法施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（他の地方公共団体の長との協議）

第6条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合は、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(既存工場等に係る緑地等の面積の算定)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、規則で定める方法によって行うものとする。

平成28年9月1日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明